

# まち未来通信

2003

## 第3号

平成15年8月13日発行



管重マーガレットステーションより

魅力と誇りあふ  
新しい田園のいろ



## 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町 法定の合併協議会がスタート!!

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町は、各市町の6月定例議会での議決を経て、法律に基づく合併協議会を6月27日に設置しました。会長は中村功一八日市市長、副会長には4町の各町長が任意協議会に引き続き就任することになりました。



▲国松県知事から合併重点支援地域の指定を受ける中村会長

また、6月30日に滋賀県知事から県内では7番目となる合併重点支援地域の指定を受けました。今後は合併に向けた本格的な取り組みが進められます。



▲法定協議会を立ち上げ、合併に向けがっちり手を組む1市4町の首長

# 合併に向けて

## 愛東町長に植田茂太郎氏就任



6月27日に、法定合併協議会が発足し、いよいよ名実共に生活圏を共有する1市4町による合併協議がスタートしました。

私は、この合併について、町民の皆さんの意向を十分に踏まえて、将来にわたって悔いのない、また、次代を背負ってくれる人たちが本当に良

かったと言っていただけるような、新しいまちづくりに向かって、その実現に全力を傾注する覚悟です。

合併は百年の大計です。今後とも町民の皆さんと十分な話し合いをしながら、新しいまち、自分たちの住んでいる地域の将来のあり方を一緒に考えていきたいと思えます。そして、しかるべき合併の決定に際しては、町民の皆さん全員の賛同を得て、新しい市の誕生をお祝いしたいと願っています。

6月26日(木)、永源寺町地域産業振興会館において、第3回八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会が開催され、新市の事務所の位置などの3つの議案が審議され、また、議会の議員の定数や任期の取扱いなど5つの議案が提案されました。

また7月31日(木)、法定協議会が設置された後の第1回合併協議会が、五個荘町てんびんの里文化学習センターで開催され、5月～6月にかけて任意協議会で決定された事項について再確認しました。また財産の取扱いなど5つの議案が新たに提案されました。



## 26% 第3回任意協議会の報告

### 新市役所は 現八日市市役所に!!

#### 協議された事項

○新市の事務所(市役所)の位置について

新市役所は現在の八日市市役所(八日市市緑町10番5号)とすることが決まりました。

他の各町役場については支所に、永源寺町の政所支所は出張所となること併せて決定されました。なお、市役所・支所出張所の取扱い



▶現八日市市役所

事務については、住民の利便性や地域の状況を考慮しながら、今後組織等の検討と合わせて具体的な協議が進められます。

#### ○一般職の職員の身分の取扱いについて

現在の各市町職員は、すべて新市の職員として引き継ぐことが決まりました。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるとともに、職名職階、給与についても今後調整し統一を図っていきます。

#### ○特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについては次のとおり決まりました。

- ・法令に基づき、合併の日前日に全員失職する。
- ・新市の市長は、合併後50日以内に選挙により選出。助役等は、新市長選任後、議会の同意を得て新たに選任する。また教育委員会や選挙管理委員会、公平委員会等の行政委員会の特別職は、法令等の定めるところに従い選任する。
- ・審議会や委員会等の附属機関及びその他の特別職については、新市においても引き続き設置する必要のあるものは、新たに選任する。

#### 提案された事項

- 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 町名・字名の取扱いについて
- 慣行の取扱いについて
- 電算システム事業について

(内容は左ページに掲載)

#### 新市の事務所に ilişkin

財政的な面から、新市の事務所は新設せず、既存の建物を利用することとし、増築を最小限とするため既存床面積が広く、敷地面積も相当量あることが望ましい。また事務所は、距離、交通面、国や県等の関係行政機関を含めた利便性について、住民の立場で総合的に考えることが望ましい。以上の点から、新市役所の位置は現八日市市役所と決まりました。

#### 【具体的な考え方】

- ①新市の本庁舎は、現八日市市役所を活用し、住民サービスや行政運営に支障のないよう庁舎の整備に努める。
- ②支所については、各町役場を活用し、住民の便宜を図るための事務、例えば住民・戸籍・環境・税・福祉・道路河川維持管理・農林等の窓口業務を行う。
- ③出張所は、現永源寺町政所支所の施設を活用し、住民の便宜を図るための事務、例えば住民・戸籍・税等の窓口業務を行う。
- ④各事務所間を結ぶ必要な機能整備を行い、住民サービスや行政運営に支障のないよう努める。



# 7/31 第1回協議会(法定)の報告

## 協議された事項



法定協議会へ移行されたことにより、会議運営規程や傍聴規程などの事項が改めて協議されました。また、任意協議会ですでに決定された「合併の方式」や「合併の日」、「新市の事務所の位置」など7つの協議項目が再確認のうえ決定されました。

### 協議第15号

協議の議員の定数及び任期の

取扱いについて

- 合併特例法の在任特例の規定を適用し、合併後の平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
- 平成17年11月1日以降の新市の議会議員の定数は、24人とする。
- 平成17年10月31日の在任特例の任期満了に伴う最初の選挙に限り、市町ごとに選挙区を設け、その定数は
 

八日市市の選挙区	10人
永源寺町の選挙区	3人
五個荘町の選挙区	4人
愛東町の選挙区	3人
湖東町の選挙区	4人

 とする。

### 協議第16号

農業委員会の委員の定数及び

任期の取扱いについて

- 新市に1つの農業委員会を設置し、その選挙委員の定数は合併時までに調整を行う。ただし、平成17年7月19日まで、法律に基づき1市4町のそれぞれの農業委員会をそのまま引き継ぐ。
- 新市の選挙は選挙区を設け実施する。
- 以上のとおり決定されました。

### 協議第17号

町名、字名の取扱いについて

住民票などに使われている町(丁目)・大字

名の取扱いは、その区域は変更せず、次の表示例を基本とし、自治会や住民の皆さんの意向を踏まえた後に決めていく方針が決定されました。

合併前	合併後
八日市市青葉町△番口号	〇〇〇市青葉町△番口号
八日市市沖野下△番口号	〇〇〇市沖野下△番口号
神崎郡永源寺町大字相合△番地	〇〇〇市相合町△番地
神崎郡五個荘町大字石川△番地	〇〇〇市石川町△番地
愛知郡愛東町大字青山△番地	〇〇〇市青山町△番地
愛知郡湖東町大字池庄△番地	〇〇〇市池庄町△番地

### 協議第18号

慣行の取扱いについて

市章は、合併時までに決定し、新市において制定。市民憲章や市の花・木・鳥歌・各種宣言については、新市において必要性を含め検討することが決定されました。

### 協議第19号

電算システム事業について

合併時に電算システムを統合し、住民サービスの向上を図るよう調整することが決定されました。

## 提案された事項

### 協議第20号

財産の取扱いについて

各市町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐことが提案されました。

### 協議第21号

地方税の取扱いについて

次のとおり地方税の取扱いが提案されました。

税目	税率	納期
個人住民税	所得割は現行のとおり、均等割は税法上の人口規模により	4期
固定資産税	二〇〇〇円以下五〇〇〇円とする。	4期
軽自動車税	現行のとおり。	5/1 5/31



## 議会の議員の定数及び任期の取扱い

合併に伴い、議会議員はすべて失職することになります。しかし、次の理由により、「在任特例」を適用し、8ヶ月余り議会の議員の身分を引き継ぐことを決定しました。

- 住民の意見を合併後の行政に反映させる。
- 合併前に協議した事項について、合併後一定期間その実施状況を確認する。
- 原則は新市の市長選挙と同一選挙になるため、住民の混乱を回避する。
- 合併という大きな変革時期に空白期間を設けない。

在任期間は、法的には合併後2年まで認められていますが、合併の効果や民意等を考慮し、平成17年10月31日までとし、また定数は、社会情勢を鑑み、法律の上限30人のところを、同規模自治体を参考に24人としました。

### 協議第22号

一部事務組合等の取扱いについて

1市4町が加入している一部事務組合等については、次の分類により取扱うことが提案されました。

- 各市町は、合併の日の前日をもって一部事務組合等を脱退し、合併の日に新市として再度加入する。
- (例 東近江行政組合、愛知郡広域行政組合、中部清掃組合など)
- 合併の日の前日をもって脱退する。
- (例 滋賀県町村土地開発公社など)
- 合併時に統合再編するよう調整に努める。(例 介護認定審査会など)

### 協議第23号

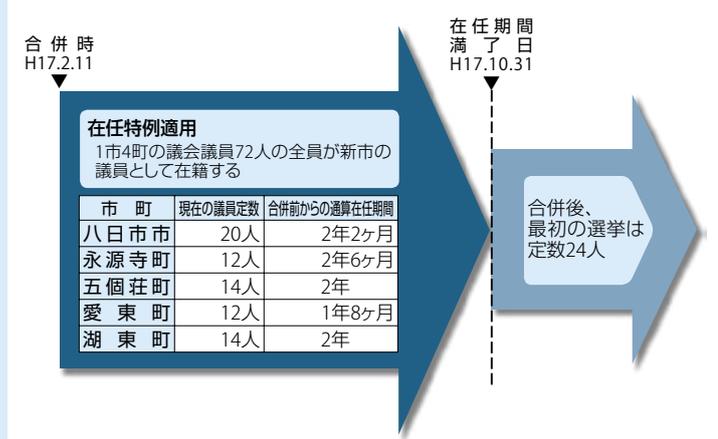
条例、規則等の取扱いについて

各種事務事業等の調整内容に基づき、合併後の事務事業に支障のないように調整する方針が提案されました。

### 協議第24号

公共的団体等の取扱いについて

各団体と今後充分協議しながら、統合・再編等の調整に努める。ただし、特別な事情により調整が困難な団体は、当分の間、現行のとおりとし、合併後の統合に努めることが提案されました。





## ●合併協定項目の協議状況

項目	提案	協議	決定
1 合併の方式	○	○	○
2 合併の期日	○	○	○
3 新市の名称	○	○	
4 新市の事務所(市役所)の位置	○	○	○
5 議会の議員の定数及び任期の取扱い	○	○	○
6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○	○	○
7 一般職の職員の身分の取扱い	○	○	○
8 特別職の身分の取扱い	○	○	○
9 財産の取扱い	○		
10 地方税の取扱い	○		
11 町名、字名の取扱い	○	○	○
12 慣行の取扱い	○	○	○
13 一部事務組合等の取扱い	○		
14 条例、規則等の取扱い	○		
15 組織及び事務機構の取扱い			
16 公共的団体等の取扱い	○		
17 使用料、手数料等の取扱い			
18 補助金、交付金等の取扱い			
19 各種事務事業の取扱い			
1 消防防災関係事業			
2 電算システム事業	○	○	○
3 交通政策事業			
4 広報広聴関係事業			
5 姉妹都市、国際交流事業			
6 コミュニティ施策			
7 人権対策関係事業			
8 生活環境事業			
9 上・下水道事業			
10 高齢者福祉事業			
11 介護保険事業			
12 障害者福祉事業			
13 児童福祉事業			
14 病院(診療所)関係事業			
15 生活保護事業			
16 国民健康保険事業			
17 保健衛生事業			
18 建設関係事業			
19 都市計画関係事業			
20 農林水産関係事業			
21 商工・観光・労政関係事業			
22 学校教育事業			
23 社会教育事業			
24 その他協議が必要な事業			
20 新市建設計画(新市まちづくり計画)			

※基本方針を決定

## お詫びと訂正

まち・未来通信第2号の2ページに記載の「1市4町の変遷」中、愛東村から愛東町になった日付「S40.2.11」は「S46.2.11」の誤りでした。お詫びして訂正させていただきます。

## ●委員の変更

愛東町長選挙に伴い、協議会委員が次のとおり変更となりました。

(敬称略)

副会長(愛東町長) 植田 茂太郎 (第1回法定協議会から)  
愛東町議会推薦 鈴木 重史 (第3回任意協議会から)

## ●新市まちづくり計画策定委員会始動

第1回の任意協議会で「新市まちづくり計画策定委員会」を設置することが決定され、このたび一般募集委員



の募集を行った結果、46名の応募があり、厳正な公開抽選で18名が決定されました。策定委員会では、「市町村建設計画」として、まちの将来像やまちづくり方針・方策など今後継続してご協議いただきます。

## ●第2回合併協議会開催のお知らせ

日時:平成15年8月27日(水) 午後2時から  
場所:愛東町総合福祉センターじゅぴあ  
(愛東町役場 南側)  
傍聴:定員40名(予定)



## ●第3回合併協議会開催のお知らせ

日時:平成15年9月25日(木) 午後2時から  
場所:湖東町みすまの館(ひばり公園内)  
傍聴:定員40名(予定)

## ●協議会は傍聴できます

合併協議会は公開を原則としています。開催場所により傍聴の定員が異なります。傍聴を希望される方は、午後1時から1時45分までに受付をしてください。

なお、希望者が予定人数を越えた場合は、1時45分までに受付された方を対象に抽選とさせていただきます。



## ●協議会の会議資料や会議録が閲覧できます

協議会の会議資料や会議録は、協議会ホームページでご覧いただけます。なお、直接閲覧を希望される方は、合併協議会事務局または、各市町合併担当課までお越しください。